令和７年度

第２回
コミュニティ懇話会資料

～各部局からの報告事項～

日時　令和７年７月２５日（金）　午後１時３０分

会場　秩父宮記念市民会館　けやきフォーラム

《各部局からの報告事項目次》

【総合政策部】

１　組織改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　市内全世帯へのおこめ券の配布について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

【総務部】

１　自主防災組織の活動実態に関する調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　秩父市総合防災訓練の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　自主防災組織リーダー養成講座について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

４　防犯灯設置の追加申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

【市民部】

１　高齢者の交通安全教室について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

【福祉部】

１　秩父市避難行動要支援者名簿及び個別計画台帳の配付について・・・・・・・・・　４

【保健医療部】

１　夜間オンライン診療について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

２　熱中症対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

【環境部】

１　秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例の改正について・・・・・・・・・・・・　６

２　食品ロスの削減について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

【教育委員会】

１　夏季休業中の児童生徒の見守りについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

《総合政策部》

１．【組織改正について】　　担当課名：総合政策課

令和７年７月１日から、次のとおり市の組織を改正しました。

荒川流域圏構想担当
「総合政策課」内に「荒川流域圏構想担当」を新設しました。

若者活躍担当
「総合政策課」内に「若者活躍担当」を新設しました。

連絡先：直通２２－２８２３

２．【市内全世帯へのおこめ券の配布について】　　担当課名：総合政策課

市報ちちぶ７月号でお知らせしましたが、物価高騰に対する生活支援として、市内全世帯へ全国共通おこめ券を配布します。

対象世帯は、７月１日時点で秩父市に住民登録がある世帯で、３人以下の世帯におこめ券５枚（２，２００円相当）、４人以上の世帯に７枚（３，０８０円相当）を配布します。申込み等の特別な手続きは不要です。

配布方法は、各世帯主あての「ゆうパック」で、郵便配達員が対面で配達（いわゆる置き配はしません）します。配達時に不在の世帯は、１０月末日までは再配達が可能ですので、不在票により郵便局にお手続きをお願いします。

８月２０日頃から順次、配達を開始する予定ですが、全世帯の配達には１か月以上かかることが予想され、全世帯への配達が終わるのは１０月上旬となる見込みです。

おこめ券が使用できる市内店舗の一覧表をおこめ券に同封しますが、スーパーや米穀店など約２０店で使用できます。

また、市報ちちぶ８月号で、詳細を掲載する予定です。

連絡先：直通２２－２８２３

《総務部》

１．【自主防災組織の活動実態に関する調査について】

担当課名：危機管理課

埼玉県より自主防災組織の活動実態に関する調査の依頼がありました。

つきましては、「令和７年度　自主防災組織の活動実態に関する調査」について８月２２日（金）までに危機管理課へご報告いただきますようお願いいたします。

別紙１

連絡先：直通２２－２２０６

２．【秩父市総合防災訓練の実施について】　　担当課名：危機管理課

４月のコミュニティ懇話会でお知らせしましたが、本年度の「秩父市総合防災訓練」の統一実施日は８月３１日（日）です。

訓練の計画につきましては、各町会の事情等に考慮しながら自主的に計画をお願いいたします。本年も消防団に指導を依頼してありますので、計画を立てる際、必要に応じて地元の消防団にご相談ください。また、訓練会場として各小・中学校を予定されている場合は、必ず事前に（できるだけ早めに）学校への連絡をお願いします。

別紙２

訓練の実施にあたり、お手数ですが同封いたしました「秩父市総合防災訓練計画書兼消防団派遣申請書」を８月８日（金）までに危機管理課又は吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課へご提出ください。この申請書は、消防団の派遣申請も兼ねています。

また、本年度も防災訓練を実施していただいた組織へ「自主防災・防犯組織　防災訓練実施補助金」を交付いたしますのでご活用ください。なお、同封の「防災訓練補助金の交付申請書」「秩父市自主防災・防犯組織 防災訓練実施補助金交付請求書」については、訓練終了後に提出していただきますようお願いいたします。

防災訓練を行う際の訓練事例を作成いたしましたので、防災訓練を企画・計画いただく際の参考としてください。

別紙３

別紙４

連絡先：直通２２－２２０６

３．【自主防災組織リーダー養成講座について】　　担当課名：危機管理課

９月２７日（土）に自主防災組織リーダー養成講座を開催します。

この養成講座は、歴史文化伝承館ホールを会場に実施するもので、自主防災組織において活動している皆様を対象に実施いたします。

自主防災組織リーダー養成講座とは、地域防災の中心となる方を養成する講座で、詳細については、同封の「令和７年度　自主防災組織リーダー養成講座実施計画」をご覧ください。

別紙５

参加人数に上限があるため、各町会３名を目途にご参加ください。地域防災力の強化のため、各町会におかれましては積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

参加を希望される団体は、同封の「令和７年度　自主防災組織リーダー養成講座参加申込書」にご記入いただき８月１５日（金）までに危機管理課へ提出してください。

連絡先：直通２２－２２０６

４．【防犯灯設置の追加申請について】　　担当課名：危機管理課

前回、４月のコミュニティ懇話会で防犯灯設置申請を５月末日までとお知らせしましたが、その後も多数のご要望をいただいたため、追加申請を受け付けます。

設置を希望される町会は、４月のコミュニティ懇話会で配布した防犯灯の設置についてをご確認いただき、防犯灯設置申請書を８月２９日（金）までにご提出ください。

＊本年度、既に申請した町会も、追加申請可能です。

＊予算の範囲内で事業を実施しているため、原則、提出期限を過ぎての要望はお受けできません。また、予算の都合上、すべての申請箇所に設置できない場合もあります。

＊賃貸借事業が開始されるまでに町会が設置したＬＥＤ防犯灯の故障交換についても、１回に限り対応いたします。ご希望の町会はご相談ください。

連絡先：直通２２－２２０６

《市民部》

１．【高齢者の交通安全教室について】　　担当課名：市民生活課

高齢者の交通安全教室を以下のとおり行います。全国的に高齢者が、加害者・被害者になる重大事故が多発しておりますので、ぜひご利用ください。

実施期日　　１０月２７日（月）～１月１６日（金）までの平日の午前中
会　　場　　町会・区の公会堂や集会所等を利用して実施します。
内　　容　　① 交通安全講話　（約２５分）
　　② 交通安全ビデオ（約２５分）
費　　用　　無　料
申込方法　　まず、電話等で事前にご希望の日程を市民生活課へご連絡ください。調整後、送付済みの申請書に記入の上、市民生活課または各総合支所市民福祉課へ提出してください。

連絡先：直通２６－１１３３

《福祉部》

１．【秩父市避難行動要支援者名簿及び個別計画台帳の配付について】
担当課名：社会福祉課

災害対策基本法に基づき、市では秩父市避難行動要支援者名簿を作成しています。
今年度も新たに秩父市避難行動要支援者名簿に掲載された方々に対して、自主防災組織（町会）を含めた避難支援等関係者の皆様に名簿情報を提供することについての同意書を郵送いたしました。
この結果、名簿情報の提供にご同意が得られた方々の『情報提供同意書・個別計画台帳の写し』及び『同意者名簿』を提供いたします。
これらの情報をご活用いただき、日頃から避難支援体制の整備にご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。
大変お手数をお掛けいたしますが、【受領書】にご記入の上、同封いたしました返信用封筒にてご返送ください。
なお、ご不明な点につきましては、社会福祉課までご連絡ください。

連絡先：直通２５－５２０４

《保健医療部》

１．【夜間オンライン診療について】　　担当課名：地域医療対策課

１市４町で構成するちちぶ医療協議会（事務局：地域医療対策課）では、７月１日から秩父地域の住民が予約なしで診療できる夜間オンライン診療窓口を開設しました。

開設時間は毎日１９時～翌８時、診療科目は内科と小児科です。

オンライン診療は、自宅などからスマートフォンを使って、医師とテレビ電話で対話し、診察が行えます。申し込みは、市報ちちぶ７月号やホームページ等に掲載したＱＲコードをご自身のスマートフォンで読み取り、専用ページから住所、氏名、症状など必要事項を入力します。

秩父地域の住民であれば、申し込み完了から１５分程度で診察が開始できますので、万が一の体調不良の際にはご利用ください。

今後、広報活動でＱＲコードを記載したマグネットの全戸配布を予定しておりますので、大変お手数をお掛けいたしますが、ご協力をお願いいたします。

連絡先：直通２２－２２７９

２．【熱中症対策について】　　担当課名：保健センター

今年は、６月中から厳しい暑さが続いており、熱中症への注意が一層必要です。

環境省では、熱中症の危険性に対する「気づき」を促すものとして、「熱中症警戒アラート」「熱中症特別警戒アラート」を都道府県単位で発表しています。

なお、「熱中症特別警戒アラート」発表時は、過去に例のない危険な暑さとなり、健康に係る重大な被害が生じるおそれがあるとされますが、これまで発表されたことはありません。

保健センターでは、資料の「秩父市の熱中症対策」に記載の通り、秩父市におけるその日の予想暑さ指数に応じて、ちちぶ安心・安全メールや防災無線等によって注意喚起を実施しております。

注意喚起を参考に、屋外活動の中止、エアコンの使用、水分補給など、熱中症の予防行動に努めていただくようお願いいたします。

外出時の一時休息所として、埼玉県では「まちのクールオアシス」事業を推進しています。また、秩父市では、熱中症特別警戒アラート発表時に市民の休息場所として開放される「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」を指定しています。

「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」は、現在公共施設のみの指定ですが、今後、民間施設の指定も推進していく予定となっております。

実施施設等につきましては資料の「まちのクールオアシス」「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」をご覧ください。施設の一覧は、随時市ＨＰで更新していく予定です。

子どもや高齢者など熱中症リスクの高い方に対し、「夜間を含むエアコンの使用」、「こまめな水分・塩分補給」、「屋外での運動の中止や延期」などについて、身近な方からの声がけをお願いいたします。

連絡先：直通２２－０６４８

《環境部》

１．【秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例の改正について】

担当課名：生活衛生課

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）等の一部改正等及び埼玉県による７月１日からの同法等運用開始に伴い、市条例の名称を「秩父市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」に改めるとともに、必要な改正を行いました。

盛土規制法が規制しない「土砂等堆積による土壌汚染」に関する規定を残し、同法が規制することとなった「土砂等堆積」に関する規定を削ったことが主な改正内容となっていますが、「土砂等堆積」については、埼玉県と連携し引き続き監視していきますので、今後とも皆様の御協力をお願いします。

連絡先：直通２５－５２０２

２．【食品ロスの削減について】

担当課名：生活衛生課

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物のことです。
日本では令和４年度に、約４７２万トンもの食品ロスが発生したと推計されています。
生活衛生課では、ごみ削減の観点から、食品ロスの削減に向けて啓発を行っていきます。

環境省が推奨する取組

● ３０１０運動

「３０１０運動」とは、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後３０分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き１０分前になったら、自分の席に戻って、 再度料理を楽しみましょうと呼び掛けて、食品ロスを削減するものです。

職場や知人との宴会から始めていただき、一人一人が「もったいない」を心掛け、宴会をおいしく楽しむことが大切です。

埼玉県の取組

● 食べきりSaiTaMa大作戦

「食べきりSaiTaMa大作戦」とは、次の三つの方法で食品ロスを徹底的に減らす取組です。

①食品ロスをできるだけ出さないライフスタイルを実践する食べきりスタイル　Ｓｔｙｌｅ

②食べ残しの多い宴会で、締めの１５分前で残った食事を食べきる食べきりタイム　Ｔｉｍｅ

③外食店舗で小盛りの設定や食材使い切りレシピなどで食品ロスを減らす食べきりメニュー　Ｍｅｎｕ

国や県で行っている食品ロスの削減の取組に御協力をお願いします。

なお、市報ちちぶ７月号にも記事を掲載しておりますので、是非御覧ください。

連絡先：直通２５－５２０２

《教育委員会》

１．【夏季休業中の児童生徒の見守りについて】

担当課名：学校教育課

日頃より子どもたちの見守りをいただきありがとうございます。

秩父市立小中学校は、７月２１日（月）から夏季休業に入っており、８月２４日（日）までの期間となります。

夏季休業中は、特に子どもたちの気持ちが開放的になり、川遊びなどでの水難事故や交通事故、非行問題等の発生が多くなる時でもあります。引き続き、地域における、子どもたちの見守りをお願いいたします。

連絡先：直通２５－５２２８

＜今回のコミュニティ懇話会資料について＞

今回のコミュニティ懇話会の市への提出書類の書式（データ）を市のホームページに掲載しますので、ご活用ください。

掲載先：http://www.city.chichibu.lg.jp/9833.html

または、市のホームページのトップの左下「市政情報」メニューから、「コミュニティ懇話会資料」をご覧ください。

＜市のホームページトップ＞